備はおり 進

16 日(火)~

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告の相談会を行います。 早めに準備して、 所定の 会場で申告を済ませてください。

電話相談を随時お受けしていますので、 申告の有無や必要書類などご不明な点について 相談会場に行く前に税務課へご相談ください。

税務課市民税係 (TEL 21) 0214)

②勤務先から「給与支払報告書(源

■問い合わせ

退職して1カ所で年間30万円以 給与収入のある人(年の途中に 泉徴収票)」が提出されていない

⑤公的年金等の所得のみでも、 ④給与所得者で年末調整が済んで けようとする人 扶養控除・医療費控除などを受 会保険料控除·生命保険料控除· 除などを受けようとする人 ていない人)、または医療費控 いない人(源泉徴収票をもらっ

社

⑥寡婦(夫)控除、または障害者控 除などの適用を受けようとする 人。ただし、その控除が給与で

※給与所得には、パート・アルバ ⑦非課税証明書が必要な人 イトの所得も含みます。

不要です。

年末調整済みの場合は、

申告は

※所得税の確定申告書を提出した

人は、市民税・県民税の申告書

の提出は不要です。

得)や不動産所得、配当所得、譲 ①事業所得(営業等・農業による所 渡所得等のある人 得)や不動産所得、配当所得、

③給与所得者で給与以外の所得が ら給与を受けた人 あった人、または2カ所以上か 下の給与収入のある人など)

かるもの

⑧各種領収書または控除証明書

申告が必要な人

⑤所得税が還付される場合は、 番号が分かるもの 告者本人名義の金融機関・口座 受取金額が分かるもの 申

個人年金や生命保険の満期等の

(扶養親族分もご持参ください)

⑥事業所得(営業等、農業)不動 所得のある人は、 領収書など収入・支出金額が分 帳簿や通帳、

⑦医療費控除を受けようとする人 された金額の明細書 領収書と保険金等で補てん

国民年金基金掛金、寄附金など) 期損害保険料、国民年金保険料、 18年末までに契約締結された長 (生命保険料、地震保険料、平成

申告に関する注意事項

①申告用紙は、 備えています。 地域局、各地域市民センターに 市役所税務課、 各

申告に必要なもの

③給与・公的年金等の源泉徴収票 ②印鑑(朱肉を使用するもの) ①申告用紙(すでにお持ちの場合) ③国民健康保険および後期高齢 書が発行できない場合がありま

告が必要です。 非課税所得(遺族年金·障害年 ます。収入がなかった人および 措置が受けられない場合があり 申告をしないと国民健康保険税 医療制度に加入している人は、 金・失業給付金等)のみの人も申 や後期高齢者医療保険料の軽減

④住宅借入金等特別控除(住宅口 ーン控除)を初めて受けようと 申告してください。 梁税務署(向町囮22546)で の申告をしようとする人は、 する人、または初めて事業所得

⑤介護保険の要介護認定を受けて より、 るおむつ代は、最初の年は医師 を市役所で受け、ご持参くださ 99)、または各地域局へお問 らは介護保険の主治医意見書に い。また医療費控除の対象とな 害者控除対象者認定書」の発行 なる場合があります。事前に「障 いる人は、障害者控除の対象に 合わせください。 は保険課介護保険係(囮②02 できる場合があります。詳しく の証明が必要ですが、2年目か 証明書の発行が市役所で

K

種申請に必要な所得・課税証明 市営住宅入居の申し込み等の各 ②申告をしないと、保育園の入園、

⑥生命保険や郵便局の個人年金、 してください。 払調書」等をご持参の上、申告 保険会社等から送付される「支 所得となります。必ず郵便局や 生命保険の一時金や損害保険の た金額がそれぞれ雑所得、一時 満期返戻金は掛金等を差し引い

⑦昨年度から寄附金税制が拡充さ 附金控除の適用を受ける場合 書を添付して提出してくださ はありません。 ています。また、確定申告で寄 び各地域局、各申告会場に備え い。申告書は市役所税務課およ 控除を受けるには、「寄附金税額 れています。市県民税での税額 は、市へ申告書を提出する必要 控除申告書」に寄附金受領証明

ては、 0円を超える部分について一定 寄附金(ふるさと納税)につい の限度まで、 なお、地方公共団体に対する 基本控除に加え、500 特例控除が適用さ

申告にあたってのお願い

されますので、次のとおりご協力 をお願いします 申告会場が込み合うことが予想

> ①申告書を作成済みで、提出のみ 談の順番待ちの必要はありませ 受け付けており、この場合は相 各地域局で随時受け付けます の場合は、市役所税務課および (郵送可)。また各申告会場でも

②税務署から申告書を送付された 人および青色申告者は、 へ提出してください。

③農業所得のある人は、領収書等 てご持参ください。 にまとめ、収支内訳書を作成し を整理し、収入ごと・経費ごと

④医療費控除を受けようとする人 ごとに領収書を分け、あらかじ 計し、内訳書を作成しておいて 認ください。 ください。なお、領収書の日付 金等)があれば同様に整理・集 た、保険金等で補てんされた金 め集計しておいてください。ま は、医療を受けた人、医療機関 (平成21年中のもの)を必ずご確 (高額療養費、出産育児一時

⑤国民年金保険料、 うとする場合は、申告書に証明 掛金で社会保険料控除を受けよ ので、必ずご持参ください。 の添付が義務付けられています する書類(控除証明書や領収書) 国民年金基金

税務署

住宅ローン特別控除を創設

適用する現行制度が延長・拡充されます。

地方税法の改正により、平成22年度以降の市民税・県民税に

民税・県民税の税制改工

○対象者および控除額

税総所得金額等の5%のいずれ 別控除額、もしくは所得税の課 除しきれなかった住宅ローン特 か小さい額 (上限9万7500 に入居した人で、所得税から控 に、新築または増改築した住宅 平成21年~平成25年末まで

○手続き

※平成11年~平成18年に入居 度は税務署での確定申告、 整による申告が必要です。 目以降は確定申告または年末調 の申告は不要となります。 あった人も、原則として市へ 市への申告は不要です。 過措置で市への申告が必要で し、税源移譲に伴う現行の経 2年 初年

に係る軽減税率を延長 上場株式等の配当・譲渡益

3%)が適用されます。 12月31日の上場株式等の配当お 軽減税率(所得税7%、市県民税 よび譲渡益は、引き続き10%の 平成21年1月1日~平成23年

る特別控除を創設 土地等の長期譲渡所得に係

当該譲渡所得金額)が控除され 00万円に満たない場合には その譲渡所得金額から1000 得した土地等(譲渡する年の1 万円(当該譲渡所得金額が10 超えるもの)を譲渡した場合に、 月1日時点で所有期間が5年を 平成21年、22年の2年間に取